



健康ではたらくために



★ 年次有給休暇

年に20日有給で休暇をとることができます。休暇は20日まで次年度に繰り越すことができます。

職員の心身の疲労を回復させて、リフレッシュすることを目的とする休暇であり、理由を伝える必要はありません。

★ 生理休暇

生理日の勤務が困難な場合、必要な期間とることができます。連続して2日間までは有給です。

◆本人の申し出によります。医師の診断書は必要ありません。

★ リフレッシュ休暇

勤続15年に達したら引き続き2日以内、勤続25年に達したら引き続き5日以内で長期勤続休暇（リフレッシュ休暇）をとることができます。

◆休暇・職免処理簿により事前申請します。

★ 時差勤務

出退勤時刻をずらす勤務が可能です。組合との交渉で、120分・90分・60分・30分・15分から各前後5つの割り振りを設定します。

年間を通じて全職員が利用可能です。いつでも、誰でもとることができます。ただし、育児・介護・通院等、事情のある職員が優先になります。

育児短時間勤務、部分休業、育児時間などの制度との併用が可能です。

◆時差勤務申請書を提出します。

割り振りの「15分」は組合が交渉して実現、「120分」はコロナ禍に設定され、今も維持されているよ！



★ ボランティア休暇

被災地などへの支援や特別養護老人ホームでの支援、国際交流などの通訳などのほかに安全確保を図るための活動、スポーツや野外活動を指導する活動、地域の子どもの健全育成に関することなどをとることができます。

◆申請には活動場所や内容、時間を明らかにする書類が必要です。

★ 結婚休暇

婚姻届を出した日から結婚した日のいずれか職員が選択した日の1週間前から結婚の日後6か月までの間に、引き続き7日間とることができます。（過休日または休日も期間に含まれます）

対象は、結婚する職員、またはパートナーシップ関係（※裏面）となる職員です。

★ 病気休暇

引き続く90日は有給保障10割で病気休暇をとることができます。その後回復できないときは、3年間病気休職をすることができます。不妊症不育症の検査・治療も病休扱いですが、90日を過ぎると無給になります。時間単位でも取得可能です。会計年度任用職員にも適用（有給）

◆医師の診断書を提出します。

知っていますか？ こんな権利！！！！



★妊娠したら…

★ 体育実技時間の免除

妊娠と分かった時点から小学校では週 3 時間、中学校では最高 22 時間の範囲内で非常勤講師をとることができます。

◆母子手帳または診断書が必要です。

★ 妊婦の通勤時間

妊娠中に交通機関や自家用車で通勤している場合、1 日に 60 分の範囲内で出勤または退勤時に交通混雑を避けるための休暇がとれます。

◆母子手帳の提示が必要です。

★ 母子保健健診休暇

妊娠中、出産後、健康診断、保健指導を受けるために、妊娠中 9 回及び出産後 1 回、または妊娠中に 10 回休暇をとることができます。会計年度任用職員にも適用（有給）

◆母子手帳の提示が必要です。

★ 妊娠症状対応休暇

妊娠に起因する障害のために勤務が困難な場合に取得できます。全期間において日・時間単位で 10 日以内で取得できます。積み上げ方式です。会計年度任用職員にも適用（無給）

◆母子手帳の提示が必要です。

産休・育休の前倒し任用（東京は年度内で最大 4 か月）が実現しています！

対象となる教員は、教諭、助教諭、実習教員です。

2023. 4. 1～



★ 育児参加休暇

妻の出産前後の期間中に夫は出産した子、または上の子の育児を行うために、5 日間とることができます。1 日または時間単位で取得できます。会計年度任用職員にも適用（有給）

◆母子手帳の提示が必要です。

★出産したら…

★ 妊娠出産休暇

妊娠した場合、産前、産後計 16 週間の範囲で妊娠出産休暇が取得できます。割り振りは各 8 週を基本に産前を 6～8 週、産後に 10～8 週の範囲で認められます。会計年度任用職員にも適用（有給）

★ 出産支援休暇

妻が出産した場合、夫は 2 日間取得できます。出産直前または出産後 2 週間以内に、1 日または時間単位で取得できます。会計年度任用職員にも適用（有給）

◆母子手帳の提示が必要です。

「パートナーシップ関係の相手方」も配偶者と同等の扱いに

①パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた相手方で②同居し、かつ③生計を一にしているものは配偶者と同等の扱いで、諸権利を行使できます。



これらの権利は、職場の要求に応え、都と交渉して拡充してきた権利です。組合があってこそその権利です。

あなたもこの権利を活用するとともに、組合の仲間になって、さらなる拡充を実現しましょう！



パートナーとともに子育てするために…

★ 育児休業

希望する教職員は子の満3歳の前日まで必要な期間取得できます。配偶者が育児休業中であっても取得できます。

育児休業中は勤務したものとみなし、年休の繰り越しができます。

無給ですが、共済組合から育児休業手当金が1歳まで支給されます。

★ 育児時間

子が1歳6カ月(2024.1.1より)になるまで、1日90分、2回の範囲で取得できます。勤務の始めと終わり、勤務時間の途中でも取得できます。会計年度任用職員にも適用(無給)(2024.1.1より)

◆申請には母子手帳、男子職員は他に住民票など親子関係を証明できるものが必要です。

★ 部分休業

小学校入学までの必要な時期に取得できます。

1日2時間まで、勤務の始めと終わりに30分単位でとれます(無給)。会計年度任用職員にも適用(無給)

◆申請には母子手帳が必要です。

★ 育児短時間勤務

希望する教職員は、小学校入学前までの子を養育するために勤務時間を短縮することができます。配偶者が育児短時間勤務であっても取得できます。賃金は、1週間の勤務時間に応じて支給されます。

◆制度の利用1か月前に育児短時間承認請求書を提出します。

★ 子育て部分休暇

小3まで、1日2時間以内で、勤務の始めと終わりに30分単位でとれます(無給)。ただし、育児短時間勤務や部分休業を取得している職員は対象外です。会計年度任用職員にも適用される(無給)が、勤務日数や勤務時間で制限があります。(2025.4.1より)

◆基本的に証明書類の提出はいりません

★ 子どもの看護等休暇

小学6年生の3月31日まで、子ども1人5日、2人以上は10日間取得できます。時間の積み上げ方式です。予防接種、健康診断、卒園・卒業式や感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できます。会計年度任用職員にも適用(無給)(2025.4.1より)

◆診断書などは必要ありません。

★ 介護休暇

家族が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合取得することができます。引き続き6か月以内に必要な期間と回数取得できます(無給)。中途変更できます。会計年度任用職員にも適用。(2024.1.1より)

◆介護休暇承認申請処理簿を提出します。

★ 短期の介護休暇

1年間(1/1~12/31の暦年)に5日(介護者が複数の場合は10日)以内に必要に応じて取得できます(有給)。日、時間単位で取得可能です。

◆要介護者の状態など申出書を提出します。

★ 介護時間

配偶者又は2親等内の親族の介護、3年以内、30分単位、1日2時間以内で取得できます(無給)。日に換算して30日以下の場合は勤勉手当の勤務期間から除算しません。会計年度任用職員にも適用(無給)

◆証明書などの提出を求められることがあります。

あなたも仲間になりませんか？
いっしょに学びましょう！

権利〇×クイズ

1. 育児休業は、パートナー同士のどちらかしかとることはできない。 ☐
2. 子どもの看護休暇は、診断書がなくてもとることができる。 ☐
3. 育児休業中は無給である。 ☐
4. 東京都には家族のための家族休暇がある。 ☐

都労連・都教組が粘り強くとりくみ、獲得した権利です。家庭と仕事の両立のために、活用してください。

さらに、権利を拡大していくためには、あなたが必要です。

ぜひあなたも仲間に！！

【答え】



1⇒×

パートナー同士、
両方同時にとることもできます...

2⇒○

看病・通院など
子どものための休暇です...

3⇒△

無給だけれど共済組合から
育児休業手当金が1歳まで支給されます...

4⇒×

保護者会や行事などに参加するための
休暇がある県もあります...
都教組女性部も東京都に要求しています...



あなたも組合へ！ あなたもぜひ、運動の仲間に加わってください。加入を心からお待ちしております。

私は都教組に加入します

氏名 _____ 職場名 _____ 小・中
生年月日(____年__月__日)

都教組本部または支部・地区協に送ってください。

ホームページからも加入できます。

東京都教職員組合



こちらの都教組のホームページからも加入できます！

学習会や集会等のお知らせも載せています。ぜひ、ごらんください。